

■ 税務調査の実態【税理士いない+個人事業主の方向け】

- ・ 税務調査が実施される目安、**4年から7年に一度**と言われている。
- ・ **個人事業主様で税理士がいないお客様**を税務署は狙ってきている。
- ・ 税務調査の実施調査によると赤字企業が40%であったので、**赤字だから大丈夫はない。**
- ・ **消費税、源泉所得税**を税務署は狙っている。
- ・ 繰越金額の枠を削減させる為に**赤字企業の経費の枠を抑えに**きている。

■ 顧問税理士先生がいない企業様は税務署から連絡を受けたら確認する事

- ①実施調査を行う旨
- ②調査開始日時
- ③調査開始場所
- ④調査の目的
- ⑤調査の対象となる税目
- ⑥調査の対象となる期間
- ⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧調査の相手方であるの納税義務者の氏名及び住所又は居所
- ⑨調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
- ⑩調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項
- ⑪事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行う事が出来る旨

税務署から事前連絡があった場合には上記の項目を確認しながら情報を整理するといいでしょう。(2ページ目にまとめてあるのでぜひご活用ください。)

顧問税理士がいる方は、顧問税理士に全て任しておりますので、そちらに連絡して下さい！の一言で済みます。

株式会社ジャパンオフィスコンサルティング

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町 4-149-3 第8 藤島ビル 2F

TEL : 048-650-9901 FAX : 048-650-9902

税務調査の事前通知事項について

	事前通知事項	内容
1	実施調査を行う旨	<input type="checkbox"/> 事前通知を確認したら
2	調査開始日時	年 月 日 時から
3	調査開始場所	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> その他()
4	調査の目的	
5	調査の対象となる税目	<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税
		<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> その他()
6	調査の対象となる期間	税 年 月 日～ 年 月 日
		税 年 月 日～ 年 月 日
		税 年 月 日～ 年 月 日
		税 年 月 日～ 年 月 日
7	調査の対象となる帳簿書類その他の物件国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知	
8	調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所	
9	調査を行う当該職員の氏名及び所属官署当該職員が複数であるときは、代表する者の氏名及び所属官署	
10	調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項	<input type="checkbox"/> 事前通知を確認したら
11	事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行う事が出来る旨	<input type="checkbox"/> 事前通知を確認したら
	備考	